

## 資料5

### 放課後児童健全育成事業（学童保育）の対象学年の拡大について

#### 1. 実施内容

近年、共働き家庭の増加に伴い、学童保育のニーズは高まっています。

江南市においては、保護者が昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、小学校5・6年生まで対象学年の拡大を行います。令和3年度は長期休業期間のみ実施していますが、令和4年度からは、授業日を含めた一年を通じて（以下「通年」という。）実施するものです。

#### 2. 令和4年度からの対応

小学校5・6年生の学童保育の通年の受入れを実施するにあたり、入所基準を整理し、下記のとおり実施します。

#### 令和4年度の通年利用の実施内容

学年	現行の就労要件	令和4年度以降の就労要件
1年生から3年生	① 4週間平均16日以上 かつ1日4時間以上の就労 ② 15時以降の勤務終了時間	変更なし → 現行どおり
4年生	① 4週間平均16日以上 かつ1日4時間以上の就労 ② 15時以降の勤務終了時間	見直し → ① 4週間平均16日以上 かつ1日4時間以上の就労 ② <u>16時30分以降の勤務終了時間</u>
5年生 6年生		新設 → ① <u>4週間平均20日以上</u> <u>かつ1日4時間以上の就労</u> ② <u>16時30分以降の勤務終了時間</u>

（参考）

#### 令和3年度からの長期学校休業日のみ利用の実施内容

学年	就労要件
1年生から4年生	① 4週間平均16日以上 かつ1日4時間以上の就労 ② 13時以降の勤務終了時間
5年生 6年生	① 4週間平均20日以上 かつ1日4時間以上の就労 ② 13時以降の勤務終了時間

※「長期学校休業日のみ利用」の基準については変更ございません。